

電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定書

千葉県（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び株式会社日産サティオ千葉（以上3者を合わせて以下「丙」という。）は、電気自動車を積極的に活用するなど相互に連携し、甲における脱炭素社会の推進に向けた連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、地域の振興、災害対策の強化等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 電気自動車の普及促進に関する事項
 - (2) 普及啓発に関する事項
 - (3) 防災・災害対策に関する事項
 - (4) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認める事項
- 2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

（法的義務等）

第3条 本協定は、甲、乙及び丙が前条第1項に掲げる連携事項を確認することを目的とし、同項に掲げる連携事項の全部又は一部の実施に関して、相互に何らの法的義務を負わせるものではない。

- 2 甲と乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。
- 3 甲及び乙は、裁判所又は行政機関等からの法的拘束力を有する照会、請求及び命令等を受けた場合、法律及び条例の定めるところにより、必要最小限の範囲において、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。

（協定期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3カ月前までに、甲、乙及び丙のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙が協議の上、変更を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを取り決めるものとする。

- 2 連携事項を推進するために必要な締結他社（者）との連携については積極的に応じるものとし、甲、乙及び丙が協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年5月17日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事

熊谷 俊人

乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
専務執行役員

遠藤 淳一

丙 千葉県千葉市中央区都町3丁目2番2号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役社長

横田 好之

千葉県千葉市中央区都町3丁目2番2号
日産プリンス千葉販売株式会社
代表取締役社長

横田 好之

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸2丁目1番21号
株式会社日産サティオ千葉
代表取締役社長

太田 学

電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定覚書

千葉県（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び株式会社日産サテリオ千葉（以上3者を合わせて以下「丙」という。）は、令和5年5月17日に締結した「電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定」（以下「協定」という。）第2条第2項に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1章 電気自動車の普及促進に関する事項

（趣旨）

第1条 この章は、県内におけるゼロカーボンドライブを推進するため、電気自動車を活用したカーシェアリングの普及、県内自治体の電気自動車率先導入、その他地域振興等に関する基本的な事項を定めるものとする。

（電気自動車によるカーシェアリングの普及）

第2条 甲は、県民による自動車の保有から共有への移行と脱炭素を併せて実現するため、電気自動車によるカーシェアリングの普及促進に努めるものとする。

2 乙は、甲の普及促進施策に協力し、電気自動車のカーシェアリングが県内で利用されるよう、利用環境の整備に努めるものとする。

（公用車への電気自動車の導入支援等）

第3条 乙及び丙は、甲及び県内の自治体（甲等）が公用車として電気自動車を導入する取組を支援するため、甲と協力して試乗会等を企画するものとする。

（電気自動車を活用したまちづくり）

第4条 甲、乙及び丙は、電気自動車を活用した、観光振興、その他のまちづくりに関する事項について、普及促進に向けた連携を図るものとする。

2 前項の連携内容は、甲、乙及び丙が別途協議する。

（ゼロカーボンドライブの推進）

第5条 甲は、第2条から第4条に掲げる取組における電気自動車の普及と併せて、太陽光発電などの再生可能エネルギーを使った充電設備等の整備を促進し、乙及び丙は、可能な範囲でこれに協力するものとする。

第2章 普及啓発に関する事項

(趣旨)

第6条 この章は、脱炭素社会に向けた県民の意識改革や行動変容につなげる取組として、電気自動車を活用した普及啓発等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(イベント等への協力)

第7条 乙及び丙は、甲が主催又は共催するイベント等において、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、可能な範囲において協力を行うものとする。

2 前項の協力内容は、イベントの都度、甲、乙及び丙が別途協議して定める。

(広報活動)

第8条 甲、乙及び丙は、平常時において環境にやさしい電気自動車を活用した観光促進、蓄電池として活用できる電気自動車の有効性、災害時に活用できる電気自動車からの電力供給等、電気自動車の普及促進のための広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、本覚書に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ公表内容等について協議するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙及び丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報及び災害時における給電業務（以下「給電業務」という。）が遂行可能な電気自動車等に関する情報を、適宜、甲に提供するものとする。

第3章 防災・災害対策に関する事項

(趣旨)

第10条 この章は、千葉県内での災害等による大規模停電発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲及び本協定に基づき電気自動車の貸与を受ける市町村（以下、「貸与市町村」という。）が、当該電気自動車を非常用電源として活用（以下「電力供給」という。）し、甲が指定する避難所等（以下「避難所等」という。）の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第11条 丙は、災害時等により、避難所等が開設された時において、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 電気自動車の貸与
- (2) 電気自動車用充電スタンドの使用許諾

- 2 前項に基づき丙から甲又は貸与市町村に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

(協力の要請)

- 第12条 甲及び貸与市町村は、災害時等の非常用電源として丙が所有する電気自動車等を必要とする場合は、「災害時における協力要請書」(様式第1号)により要請するものとする。ただし、貸与市町村からの要請は甲が取りまとめ、丙に要請するものとする。
- 2 前項の要請は、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。
 - 3 丙は、甲及び貸与市町村の要請があった場合において協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(電気自動車の貸与)

- 第13条 丙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電気自動車を甲又は貸与市町村に貸与し、原則として電力供給のため、甲又は貸与市町村に使用させるものとする。なお、車両等の引き渡し方法については、甲、貸与市町村及び丙との間で協議するものとする。
- 2 丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

(電気自動車の貸与期間)

- 第14条 貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて期間を延長できるものとし、その期間については、甲丙協議の上、決定するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

- 第15条 丙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲及び貸与市町村に対して丙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。
- 2 前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両の貸与期間とする。

(管理等)

- 第16条 甲及び貸与市町村は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲及び貸与市町村と丙間での協議により取り決める。
- 2 甲及び貸与市町村は、充電スタンドを丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
 - 3 甲及び貸与市町村は、貸与期間中、貸与車両若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲、貸与市町村及

び丙間で協議するものとする。

- 4 甲及び貸与市町村は、甲及び貸与市町村の責に帰すべき事由により、貸与車両若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両を滅失し、これにより丙に損害が生じたときは、丙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両が滅失したときは、その責任について甲及び貸与市町村と丙の間で協議するものとする。

(事故時の対応)

第17条 電気自動車の貸与期間中に生じた事故により、電気自動車及び第三者に与えた人的及び物的損害については、甲、貸与市町村及び丙のうち、その損害について責めに帰すべき事由がある者が、賠償責任を負うものとする。帰責事由の所在が不明な場合は、甲及び貸与市町村と丙との協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 前項の損害に対して自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(車両に関する保険の扱い)

第18条 貸与期間中に車両等に係る事故が発生した場合、甲及び貸与市町村は、速やかに丙へその旨を連絡し、丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 ただし、甲及び貸与市町村の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられない場合は、免責分も含め甲及び貸与市町村の負担とする。

3 貸与期間が1週間を超える場合の任意保険加入に関する手続は、甲及び貸与市町村と丙との間で協議するものとする。(ただし、2週間を超える場合は原則として甲及び貸与市町村の負担とする。)

(外部給電器の使用上の注意)

第19条 甲及び貸与市町村は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲及び貸与市町村が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(返却)

第20条 甲及び貸与市町村は、貸与車両を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲、貸与市町村及び丙間で協議し決定する。

(費用の負担)

第21条 この覚書に基づく貸与車両及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

第4章 一般条項

(連絡調整)

第22条 本覚書に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ様式第3号「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第23条 協定書及び本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、協議を行うものとする。

(有効期間)

第24条 本覚書の有効期間は、原協定に定める有効期間と同一とする。

(原協定との関係)

第25条 本覚書に規定のない事項については、原協定の規定が定めるものに適用されるものとする。

(譲渡制限)

第26条 甲、乙及び丙は、事前に書面による承諾を得ることなく、本覚書から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第27条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月17日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷俊人

乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
専務執行役員

遠藤淳一

丙 千葉県千葉市中央区都町3丁目2番2号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役社長 横田好之

千葉県千葉市中央区都町3丁目2番2号
日産プリンス千葉販売株式会社
代表取締役社長 横田好之

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸2丁目1番21号
株式会社日産サテオ千葉
代表取締役社長 太田学

(様式第1号)

年 月 日

様

千葉県知事 熊谷 俊人

災害時における協力要請書

標記について、「電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定覚書」第12条1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電気自動車・外部給電器の貸与

	台数	備考（貸与を必要とする場所・期間等）
電気自動車	台	
外部給電器	台	

5 充電スタンドの使用希望

	希望有無	備考（期間等）
充電スタンド		

6 担当者

所 属： _____
役職・氏名： _____
電 話 番 号： _____
F A X 番 号： _____

7 その他の要請及び連絡事項等

災害時における支援活動報告書

千葉県知事

会社名 代表

「電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定覚書」第12条3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両等の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種等	数量
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	
---------------------------------------	--

(写し送付先)

(様式第3号)

令和 年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	千葉県
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	千葉日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産プリンス千葉販売株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社日産サテリオ千葉
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	